

## 第431回南国市議会定例会会議録

第4日 令和5年9月7日 木曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*

### 欠席議員

なし

—\*

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 北條 邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 高橋 元和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 横山 聖二
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 橋詰 徳幸
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局員	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*—————\*

#### 議事日程

令和5年9月7日 木曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

\*—————\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

\*—————\*

午前10時 開議

○議長（浜田和子） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

\*—————\*

#### 一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。2番丁野美香議員。

〔2番 丁野美香議員発言席〕

○2番（丁野美香） おはようございます。議席2番、なんこく市政会の丁野美香です。通告に従いまして順に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、鳥獣被害についてです。今までに何人もの方が質問を繰り返してこられた項目だと思いますが、ぜひお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では初めに、南国市でのイノシシの年間の捕獲数を教えてください。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市でのイノシシの被害につきましては、以前は市北部地域に集中をしておりましたが、近年十市、稲生など南部地域でも増加をしております。そして、その捕獲数といたしましては、令和2年度に199頭、令和3年度は271頭、令和4年度には310頭と増加傾向が続いております。しかし、令和5年度につきましては、南部地域では現時点での捕獲数は昨年と同程度となっておりますが、北部地域では、瓶岩地区で3月に豚熱に感染したイノシシが確認されて以来、感染の影響かは不明ですが捕獲数が大きく減少しておりますので、例年全体の8割程度を占めていた北部地域の捕獲数が現在のままで推移をすれば、今年度の捕獲数としては減少する見込みでございます。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 令和2年度より年々増加傾向であったということですが、今年は北部のほうでは、豚熱という突発的な状況により少し減少しているようで、しかし南部では昨年同様ということのようですが、イノシシの被害を少しでも減らすためにも、捕獲数を増やしていかなければならないと思います。そして、そういった捕獲数を増やすに当たっては、捕獲器の貸出しや柵をしたりすることが必要になります。

そこでお聞きしたいのですが、捕獲するのに対しての捕獲器の貸出しや、柵を設置するのに補助金などはあるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） ハクビシン等を捕獲する小動物用の捕獲器につきましては、市で所有している捕獲器を、狩猟免許を所持している狩猟者に対しまして無償で貸出しをしております。そして、イノシシ等の大型動物用の捕獲おりや柵の設置につきましては、市単独事業の南国市鳥獣被害緊急対策事業によりまして、1件上限5万円までの制限をさせていただいておりますが、捕獲おりの購入には購入費の4分の3の支援、電気柵の購入には3分の2の支援を行うことで、鳥獣被害の防止につながるよう取り組んでおります。また、県の単独事業、野生鳥獣に強い地域づくり事業におきましても、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の設置などの有害鳥獣被害の予防に取り組む集落に対しまして、設置費の2分の1について支援を行い、地域の鳥獣被害の防止に向けて取り組んでおります。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 1件につき5万円までの制限があるようですが、4分の3や3分の2と、捕獲器の購入費に支援があるということはあるがたいことです。しかし、いざ捕獲器を購入して捕獲をしても、その後どのように処理をしたらいいのか困っている方もおられます。

そこで、捕獲した後にどのような処理方法を取っているのでしょうか、教えてください。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 捕獲した後の処理方法につきましては、捕獲したイノシシのうち、既に死亡していたなどの捕獲時の状況がよくないものなど、約半数程度は埋却をいたしまして、残りは捕獲者の自家消費となっております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 捕獲をしてもほとんどが状況がよくないものが多いとお聞きしますが、捕獲した後も行政のほうできちんと処理をしていただければ、捕獲数をもっと増やせるのではないのでしょうか。しかし、捕獲してもほとんどが捕獲者の自家消費となると、かなりの負担です。特に、田んぼや畑などの農産物の被害も大変なのですが、住宅街で仮に捕獲器を設置しても処理に困ってしまいます。

そこで、高知県梶原町では、2017年に全国初でジビエ普及に取り組む全国団体が開発した車、ジビエカーを購入しています。町の購入価格2,175万円のうち55%を農水省の補助金で補っていますが、そのような取組を南国市も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 丁野議員が言われる梶原町でのジビエカーの取組、また須崎市浦ノ内の集落活動センターでの加工施設など、高知県内でのジビエの活用に取り組んでいる情報もお聞きをしており、必要性のある施設とは考えております。梶原町では、イノシシと鹿の捕獲頭数が合わせて例年約1,100頭程度ありまして、ジビエカーに加えてゆすはらジビエの里という加工施設も整備され、新たなビジネスモデルとして取り組まれているようです。梶原町のような中山間地域では、イノシシや鹿なども貴重な山の恵みであり、それを有効活用して、地域の活性化を図るための施策として取り組まれていると思います。しかし、それだけの数を確保でき、加工品としてハムや缶詰などのブランド化まで図っておられても、採算性という面では厳しいというお話をお聞きします。

本市の捕獲数は、昨年度がイノシシ310頭、鹿45頭と、過去最多でも梶原町の3分の1程度の捕獲数ですので、補助金を活用した整備を考えるということであれば、まず費用対効果が見込めるかが事業の採択の上でも大きな課題になると思われまます。ジビエカーにつきましては、恐らくどこの市町村でも、あれば便利という認識はしているのではないかと思います。購入費に見合う費用対効果を上げるためには慎重な検討が必要ということで、導入までに至っていないのではないかと思います。また、ジビエカーや加工施設など施設の整備に取り組むに当た

りましては、それ以外にも処理を行う人員の雇用の問題や、施設を整備する場所の選定をはじめとした様々な課題につきまして、十分な検討を行うことが重要になってくると考えております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 確かに、梶原町の1,100頭に対して、南国市は3分の1程度ということで、なかなかジビエカーを単独で南国市だけで使用するという事は難しいことだと思います。しかし、それならば、お隣の香美市などは山林も多く、鳥獣被害、イノシシの捕獲数も南国市よりもかなり多いかと思われまますので、お隣の香美市さんと共有してのジビエカーを購入ということも考えてみたりしてはいかがでしょうか。ほかにも課題はたくさんあるかと思われまますが、近年では地元の農家だけでなく、畑や田んぼでもない普通の住宅地内のほうにも頻繁に出現してきているようで、2年前にはJR後免駅前でもイノシシに襲われるという事態もあつたり、団地などの裏に山がある方などは、最近頻繁にイノシシが出てきて、外に出るときにも気をつけないといけないような状況にもなっていますが、対応策としてはどのように考えておられますか。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） イノシシ等による被害、また目撃報告に対しましては、南国市鳥獣被害対策実施隊、これは市職員と猟友会とで組織をしているものでございますが、その実施隊のほうで全て現地確認を実施をいたしまして、必要に応じてくりわなを仕掛けたり、捕獲柵を設置するなどの対策をしております。また、市街地へのイノシシ出没等の有事の際に備えまして、南国市鳥獣被害対策実施隊を中心として、警察、消防、猟友会との連携した体制づくりにも取り組んでいるところでございます。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 市職員、そして南国市鳥獣被害対策実施隊を中心とした警察、消防猟友会との連携した体制づくりに取り組むと言っておられますが、実際に外出するときには怖い思いをしたり、ふだんから不安な思いで生活しておられる方、そして被害に遭って大変な思いをされている方たちの生活を守っていけるよう、対策強化へと取り組んでいただきたいと思ひます。やはり、あまり今までは身近な距離でイノシシが出てくるといった状況を考えたこともなかった住宅街の方たちの不安な気持ちを考慮して、今後の対応のほうをよろしく願ひいたします。

それでは次に、環境行政についての質問です。

災害廃棄物の仮置場についてなのですが、災害時のときに出る廃棄物の住民用仮置場としては、ごみの仮置場としては南国市でも各地域別に何か所か選定されていますが、その仮置場となる場所の選定基準としてはどのように決定しているのでしょうか、教えてください。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 法律、条例により土地利用が規制されている区域や、行政施策との整合性、自然環境、防災などの諸条件から、選定しないことが望ましい区域を選定対象外としております。また、仮置場整備に必要な面積の確保のほか、地形、地番、形状などに配慮し、選定しています。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 令和4年3月に南国市災害廃棄物処理計画を作成していますが、その中に災害廃棄物の仮置場の候補地が掲載されています。その場所の候補地の中でも、比江スポーツグラウンドや、吾岡山文化の森スポーツ広場、高知空港緑の広場などは、場所としても面積も広くて、民家からも少し距離を置いた場所となっております。しかし、久枝児童遊園地や浜改田物流公園、緑ヶ丘の神母公園などはすぐそばに住宅地があります。そのことについては、近隣住民の方たちは、自分たちの家のすぐそばが災害時の廃棄物の仮置場となっていることは周知されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 南国市災害廃棄物処理計画につきましては、当市のホームページに掲載していますので、その中で仮置場の選定方法、選定条件、仮置場の候補地などを確認することができます。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 南国市災害廃棄物処理計画の中にも、住宅地内の小規模公園等を片づけごみ等の集積所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招くおそれが高いことから、避けることが望ましいとありますが、久枝や浜改田、そして特に緑ヶ丘の公園のすぐ横は道路通行が多い場所であり、混雑してしまうことが想定されますが、そういったことも考慮されて場所を選定しているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 環境省が作成しております災害廃棄物対策指針の中に、小規模公園を活用する場合には、道路通行の支障や生活環境の悪化を招かないよう適正に管理するとともに、収集運搬体制を構築しておくのとありますので、小規模公園を仮置場として使用することは

可能であると考えております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 災害廃棄物は、各御家庭からの大量のごみとして、壊れた家具や電化製品なども出てくるかと思いますが、近隣住民の方たちにとっては、ごみ等から出た異臭や火災などの危険なこと、様々な問題が出てくるのが考えられます。そういったことも考慮されているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 仮置場の候補地につきましては、避難所や仮設住宅の予定地を除いて、各地区の方が廃棄物を運搬しやすい公民地から抽出したのですが、国の指針や各地区のことを考慮しつつ、今後の土地利用状況に応じて見直しを行うものです。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） すぐそばに住んでいる方たちは、災害廃棄物の仮置場という言葉だけ聞くと、現状の災害が発生していない状況のときだと、どうしても異臭がしそうだとか、火災が発生したらなどと考えてしまい、不満や不安な思いのほうが先走ってしまいます。しかし、いざ災害が発生してしまうと、近隣住民の方たちの協力がとても必要となってきます。

そこで、大阪の豊中市では、令和4年3月に発行している「災害時のごみの分け方・出し方ガイドブック」というものがあり、ふだんから地域の方たちにも理解してもらえるように、とても分かりやすく、災害時のごみの分け方、出し方のルールが書かれてあります。そして、いざ災害が発生したときでも、このガイドブックを参考に事前の備えや心構えができ、住民の方たちの協力が得られやすいようになっています。南国市でも、事前に地域住民の方たちや市民の皆さんに協力してもらえるように、ガイドブックなども作成して活用するようにしてみたいかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 災害時のごみに関するガイドブックの作成につきましては、香美市、香南市などと構成しております災害廃棄物処理広域ブロック協議会で検討していきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 実際に災害が発生したときのことでも考えて、ふだんから心構えができるように、地域住民の方たちにも理解していただけるような体制づくりに取り組んでいただきますよう、そしてできることならば、地域の皆さんが納得できる場所の選定をよろしくお願ひい

たします。

次に、こども宅食についての質問です。

令和3年3月議会の一般質問でもさせていただきましたこども宅食についてなのですが、最近ではよく子ども食堂というと広報などでも紹介されていて、利用されている方たちからも大変喜ばれているとよく聞いたりします。がしかし、子ども食堂というと、向こうから出向いてきてもらわないといけないというものなのですが、こども宅食という、来てもらうのではなく、こちらのほうから各御家庭へと訪問するという取組に対して、令和3年からの間に行政として進展はあったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） こども宅食につきましては、「こども宅食」緊急支援プロジェクト対象団体となった社会福祉法人みその児童福祉会、児童家庭支援センター高知ふれんどからの依頼を受け、令和3年10月より保健福祉センター、福祉事務所、教育委員会の各保健師が協力する形で取り組んでいます。養育力不足が心配される家庭や、経済的に困窮している家庭への物資支援対象者リストを各所属の保健師が作成し、必要な物資及び世帯数と児童数を高知ふれんどに伝え、支援対象市町村分の物資を取りまとめの上、発注してもらい、高知ふれんどより物資が届いたら、保健師が手分けをして必要な物資を各家庭に届けています。物資の内容は、お米やお菓子、レトルト食品以外にも、おむつや洗剤等の生活用品、文具や運動靴等多岐にわたり、令和3年度から4年度にかけて計7回事業を実施し、延べ152世帯321名の子供たちに必要な物資を届けています。以上です。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） こども宅食につきましてはですが、福祉事務所は要望を保健福祉センターに伝えまして、対象家庭に令和3年度は1回、令和4年度は3回実施しました。令和5年度は、9月から令和6年1月の間に実施を予定しております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 私の思っていたこども宅食とは少し違っていますが、物資として日もちのお米やレトルト食品、そして食品以外の文具やおむつなどの家庭支援として実施されているということで、安心いたしました。そして、現在ではコロナも5類へと移行して、随分と子ども食堂のほうも開催しやすくなったと思われませんが、同じくこども宅食の令和3年から令和4年までの間に計7回、各家庭へと少しずつ入っていたようですが、現在5類へと移行してからの対応はされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大時でも、感染防止に留意しながら、支援の必要な家庭や乳幼児訪問を行っております。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当のときも5類相当の現在も、福祉事務所のこども相談係では定期的な家庭訪問を継続して実施しております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 2類相当のときにも5類の現在も継続して実施をされていると聞き、安心いたしました。特に、今年も暑い中での夏休みも終了して新学期が始まりましたが、この夏休みの長期休暇中には給食がなく、食事面での栄養が足りていない児童もいたかと思えます。こども宅食の事業として、各御家庭への訪問は定期的に行われているとは思いますが、夏休み中という長期休暇中にお困りの御家庭の数というのは把握しているのでしょうか、教えてください。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 福祉事務所のこども相談係が担当しているケースにつきましては、家庭訪問での聞き取りから食生活を把握することは可能ですので、対応しております。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 現在は、共働きや独り親家庭の御家庭も多くなり、夏休み等の長期休暇中などは、お昼御飯や、親御さんの仕事の都合によっては、朝御飯も子供たちだけで取らなければいけない状況も出てくるかと思われます。学校があるときは、お昼御飯には給食があり、みんなで同じものを食べて楽しく過ごすこともできます。しかし、長期休暇となるとそうはいきません。やはり、そういったことも含めて、少子化とも言われている中、大切な未来ある子供たちを救うためにも、今後も定期的な各家庭への見守りは継続させていただきたいです。

令和3年3月議会のときには、今後こども宅食の実施に向けて検討していくというお答えをいただきましたが、宅食としての実施に向けては進めているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 最初の質問でもお答えしましたが、社会福祉法人みそ

の児童福祉会、児童家庭支援センター高知ふれんどが、今年度もこども家庭庁補助事業、ひとり親家庭等の子ども食事等支援事業を受託した全国こども宅食の実施団体となっていますので、本市も引き続き支援対象者リストの作成や、物資の配送での協力を行っていきます。食品や生活物資を届けることをきっかけにして、つながりにくかった家庭とつながり、よりよい関係性を築きながら次の支援につなげていけるように、今後も取り組んでまいります。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） こども相談係としましては、こども宅食を家庭訪問時に配付しまして、家庭支援の一つとして継続して行ってまいります。

○議長（浜田和子） 丁野美香議員。

○2番（丁野美香） 今現在の取組は、私の思っているこども宅食とは少し違っていますが、多岐にわたっての物資の支援ということで、子供たちの食事面だけでなく、家庭支援全般の助けになっているかと思われまます。どうかこれからも未来ある子供たちを少しでも助けていけるよう、今後もさらなる工夫を継続して、できることならば宅食としてすぐに食べられるようなお弁当やおにぎりといった支給の支援のほうも考えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上で私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） お疲れさまです。日本共産党南国市議団の杉本理です。

今議会での一般質問は、次の5点を総括方式でお伺いいたします。

1つ目は猫、犬と共存するまちにするために、2つ目は福祉灯油について、3つ目は住宅行政について、4つ目は農業振興、最後5つ目は防災についてです。それぞれ関係課長にお伺いいたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

まず最初は、猫、犬に関する行政についてです。

犬や猫などのペットは、今日では単なる愛玩動物としてだけではなく、コンパニオンアニマル、伴侶動物と考えて飼育する人も少なくありません。保健所への持込みや捕獲による犬や猫の殺処分数は、この間、市民団体や保健所の譲渡、返却の懸命の努力で、2010年度には年間20万件を超えていたものが、2020年度には2万3,800件まで減少しました。しかし、この間の新型コロナウイルスのパンデミックによって在宅機会が増加したことに伴って、ペットを飼い始める人が急増し、それと同時に手放そうとする人たちも増えていることに懸念が広がって

ます。殺処分を減らすためには、何よりも飼い主の責任として終生飼育が基本です。と同時に、引取り手の見つからないまま猫や犬が処分されないことがないように、里親を探すなど譲渡する数を増やすことが依然として重要です。

私が今回質問項目を、猫、犬と共存するまちにするためにと書いたのは、飼い主や愛護団体と、そして動物に困っている市民がぶつかり合うようなまちにならないようにという思いからです。実際、南国市内において、三和や十市、久礼田、物部の住民の皆さんから、何とかならんろうかと何件も相談を受けています。例えば、猫でいうと、うちの玄関ドアがおしっこ場所になってしまっており、ドアの交換に多額の費用が発生した。畑に侵入した猫により農作物の被害が出て、出荷できなくなりました。敷地内に我が物顔で入ってくる。飼い主とは関係が険悪になってしまったといった声が寄せられています。また、愛猫家の方からは、御近所の廃屋が猫捨場になってしまっている。私のポケットマネーをはたいて1匹ずつ避妊手術を受けさせており、負担が大きい。何とかならないものかという声が寄せられています。どの実態も非常に深刻なものがあると思います。行政のほうでは、市と県で役割分担をされていると聞いておりますけれども、南国市のこれまでの対策及びこれからの方針についてお答えください。

次に、犬についてですが、竹中と仁井田を結ぶ県道247号線の三和スポーツセンター周辺において、野犬の目撃情報が何度か寄せられています。複数頭の場合もあり、御近所の方などは、もう怖くて朝のお散歩のコースを変えたとおっしゃってございました。中高生の通学路でもあり、市民の安心・安全に関わることにもなってきます。

そこで、犬についても、これまで市が行ってきた対策をお聞かせください。

次に、福祉灯油についてお伺いをいたします。

生活困窮者に灯油購入費を助成する福祉灯油の実施自治体が少しずつ広がっています。雪が降っても積もるのは珍しい本市ではありますが、やはり暖房なしでは冬を乗り切ることができません。最近のエアコンは性能がよくなり、電気代も以前よりはかからなくなってきたとはいえ、やはり石油ストーブを使用されている家庭が多いのではないのでしょうか。岸田政権は、ガソリン補助金については年内いっぱい延長させるという報道も出てきておりますけれども、それであれば、生活必需品である灯油についても軽減策を考えてしかるべきです。生活保護基準が昨今の物価高騰の中、生活実態と乖離しており、本市においても福祉灯油制度があればどんなに家計の足しになることかと思えます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

まず、財政課長にお伺いいたしますが、今年度も新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨

時交付金が国から出され、本市でも様々な形で活用されていますが、この福祉灯油についてもこの交付金が見えるものと承知しています。臨時交付金についてはまだ使い残しがあるのか、あればどのくらい残額があるのかお知らせください。

次に、福祉事務所長にお伺いいたします。

1つ目は、この福祉灯油ですけれども、昨年度実施されている自治体はどのような地域があるのかお答えください。2つ目は、実施自治体における対象者はどのような世帯なのか、お答えください。3つ目は、もし本市で実施するのであれば、市役所と対象者はどのようなやり取りになるのかお答えください。4つ目は、実施する際、国から交付税措置のようなものがあるのかお答えください。5つ目は、現在実施中の令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金はどのような世帯を対象にしているのか、お答えください。

次に、住宅行政についての質問に移ります。

今、空き家の増加が全国各地で問題になっています。深刻なのは、居住する目的がないため、維持管理されないおそれのある空き家の増加です。管理不全の空き家を放置することは、防災、防犯や公衆衛生、景観など近隣の住生活の環境に悪影響を与えます。この問題は実効性のある対策が急がれます。日本全体の空き家総数は、2018年の時点で849万戸です。居住目的のない空き家は349万戸に達し、20年前からほぼ倍増しています。今年2月に国土交通省の審議会が公表した資料では、その中で一戸建てが7割以上、不朽、破損のあるものは101万戸とされています。人口減少と高齢化が進む中で、空き家数がさらに増加していくことは避けられません。国交省は、居住目的のない空き家は、このままでは2030年に470万戸程度にまで増えると推計しています。

2015年に空家対策特別措置法が施行されました。この特措法は、周囲に悪影響を与える空き家を自治体が特定空家と認定して解体し、費用を所有者に求めるなどの内容です。施行後、各自治体で対策が続くものの、空き家の増加にしっかりと歯止めをかける状況ではありません。さらに、この特措法は、今年の通常国会で全会一致で改正案が可決、成立しました。今回の法改正では、例えば空き家の活用拡大のため、市区町村が地域を定め、店舗などへの用途変更を促進できるような特例を設ける。また、放置すれば周囲に悪影響を与える特定空家になることを未然に防ぐため、市区町村が指導、勧告などをできるようにする。そして、特定空家の除去を円滑にできるようにすることなどを盛り込んでいます。国が自治体と協力し、解決に向けて責任を果たすことが求められています。

そこで、本市においても空き家住宅は増加の一途をたどっているかと思いますが、これまで

本市ではどのような取組をされてきたのか、お伺いをいたします。

次に、法改正によってどのような点が変わるのか、順次お伺いをいたします。

まず、今回のその法改正、法の中に出てくる空き家活用促進区域とはどのようなものなのか、また本市において指定をする予定があるのか、お聞かせください。

次に、今議会に提出されている補正予算では、予納金というものが計上されています。説明では、相続財産清算人の申出についてということでしたが、これについて詳細に御説明をいただけたらと思います。

次に、固定資産税の住宅用地特例に関してですが、特例除外の流れや時期についてお聞かせください。除外に当たっては、ある程度の基準を設けることになると思いますが、どのような基準を考えておられるのか。また、これについては担当課が判断するのか。もしくは、その審議会のようなものを設置するのかについてもお聞かせください。また、除外後はどのようなことになっていくのか、所見をお伺いいたします。

次に、農業について農林水産課長と農地整備課長にお伺いをいたします。

農業振興については、初日の西山議員や西川議員も既に質問しておりますが、よろしく願います。

燃料、肥料の高騰、高止まりは農業者の皆さんを苦しめ続けています。国、県だけではなく、本市でも様々な施策が取り組まれてきました。今議会に提案された9月補正ですが、農林水産課関係も盛り込まれています。どのような支援なのかお答えください。

次に、国営圃場整備事業ですが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。市長の市政報告では、台風6号に伴う大雨で浸水被害があったと述べられましたが、例えば稲生保育園のあたりや十市の保育園や農免道路などでは、毎年のように冠水被害が発生しています。そういった点では、今後実施されるであろう稲生工区の状況も、地域住民の皆さんの関心事だと思います。稲生の状況も教えてください。

次に、今年も不落が発生しています。今回の能間工区不落について、先日の答弁に付け加えるようなことがあれば御説明をお願いいたします。

最後、5項目めは防災について危機管理課長にお伺いをいたします。

防災の1つ目は、この場で何度かお伺いをしています十市地区の避難タワーについてです。既に、担当課のほうでは地元からの声を聞いているかと思いますが、高齢化等により山への避難路を地元で常時きれいにしておくのはなかなか困難になっており、そういった点を考えても、該当地区のタワー増設は待ったなしと言えるかと思いますが。この地域のタワー建設について、

地元とどのようなやり取りをしているかも含め、現在の進捗状況をお聞かせください。

次に、既に建設済みのタワーについてお伺いをいたします。

15基のタワーは、部落ごとのところもあれば、二、三の部落の皆さんが逃げてくるところもあります。その場合、複数の自主防が存在することになり、備蓄倉庫も共同の管理になっています。タワー完成からある程度たったところでは、帳面にあるはずのものがなかったり、どこかの所有か分からなくなってしまうたりしています。また、昨今の感染症対策物資も入れると、入れるスペースも窮屈になってきています。担当されている方からは、部落ごとの備蓄倉庫を置くのは無理やろうかという相談も受けておりますけれども、担当課の御所見をお伺いいたします。

以上で1問目といたします。御答弁をそれぞれよろしくお願ひいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。環境課長。

〔横山聖二環境課長登壇〕

○環境課長（横山聖二） 猫や犬の被害対策についてお答えします。

南国市では、令和2年4月から、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加をなくすため、雌猫の不妊手術推進事業を開始し、令和4年度からは飼い主のいない猫の不妊手術費の一部を補助しております。対象者は、高知県の飼い主のいない猫不妊手術費の補助を受け、猫に手術を受けさせている方となっています。補助金額は、不妊手術に要した費用の額から高知県が負担した額を差し引いた額で、上限額は5,000円となっております。また、令和5年10月より、市単独事業として、県の補助を受けてなくても市の補助が受けられるように実施していく予定となっております。

次に、犬に関する対策ですが、犬の飼い方やマナーにつきましては市広報で周知を行っておりますが、野犬の捕獲等につきましては、高知県中央東福祉保健所で行っております。

○議長（浜田和子） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

今回新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の状況なんですが、本年度の総額といたしましては約4億円、ただ市の単独事業としての部分につきましては、1億6,500万円程度となっております。本年度の事業といたしましては、いわゆる全額国費であります低所得世帯の支援として、給付金1世帯3万円という給付金を行っておりますが、今回市の単独事業分として追加いたしまして、均等割のみの課税世帯の方へも支援として本年度は行っております。

推奨事業メニュー分といたしましては、その他2学期の学校給食費の無償化、また畜産農家の支援、中小企業者への先端技術導入への支援、そういったものを行ってございまして、本年度につきましては現年分が1億4,700万円、繰越分1,500万円、先ほど申しましたように推奨事業メニューといたしましては1億6,200万円になるんですが、この6月及び今9月補正予算におきまして計上いたしました対策事業に、全て充当済みというような状況となっております。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

〔天羽庸泰福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（天羽庸泰） 福祉灯油についてでございますが、令和4年度に実施した自治体は、生活保護の冬季加算地域区分Ⅰ区の北海道、青森県、秋田県、地域区分Ⅱ区の岩手県、山形県、新潟県でありました。地域区分はⅢ区の一部の県で実施した自治体がありましたので、おおむね寒冷地、豪雪地で実施されたようです。この地域区分はⅠ区からⅥ区までの6つあり、高知県はⅥ区の29都府県に区分されます。福祉灯油の対象者について見ましたら、住民税非課税世帯であって、高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯としている自治体が多く、生活保護世帯を対象とする自治体と、対象外とする自治体がありました。

福祉灯油の申請について、一例でございますがプッシュ型と言われるもので、振込先情報を把握できた世帯には通知書を発送して、期日までに辞退の意思表示がない場合には、把握している口座に支給される方法、それから支給対象となる可能性が高い世帯のうち、振込先情報を把握していない世帯には確認書を発送して、申請者が確認書と、通帳またはキャッシュカード等の写しを返送して支給される方法などがありました。原油価格高騰対策の一つとして、生活困窮者等への灯油購入費助成事業が、令和3年度と4年度には特別交付税措置の制度があったようです。令和5年度は、今のところ示されておられません。南国市は、寒冷地、豪雪地ではなく、生活保護の冬季加算地域区分Ⅵ区ですので、価格高騰に対応するものとしましては、現在対象世帯に給付しております令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金があります。

それから、この給付金は、令和5年に係る市町村民税均等割非課税世帯を国が低所得世帯支援枠として財源保障するものですが、先ほど財政課長の答弁がありましたが、南国市では推奨事業枠を財源とした独自に指定する対象世帯としまして、均等割のみが課税されている方も含む世帯を対象としております。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

〔松岡千左住宅課長登壇〕

○住宅課長（松岡千左） 先ほどの御質問、空家等対策の推進に関する特別措置法の通常国会

における改正前の本市の取組、改正によって変わるところとしまして、具体的に空き家活用促進区域、補正予算で計上している予納金、固定資産税の住宅用地特例に関するものを質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず、空き家の問題は個人の所有物の問題であり、個人の所有物である以上、所有者が管理を行うべきものであり、行政が積極的に介入する性質の問題ではないことは申し上げます。そうはいいましても、住民の暮らしと安全を守るためには、例えば倒壊の危険性が高い空き家について、災害時に倒壊して住民の避難路を防ぐような状況であれば、その放置は看過できるものではありません。

そこで、空き家の対策について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく施策等を実施してまいりました。現在、南国市の実施する空き家対策は、大きく分けると空き家バンク事業、不動産事業者紹介事業、空き家活用住宅促進事業、空き家等の適正管理指導、老朽住宅除却事業費補助金の5種となります。そのうち、特別措置法の改正により直接影響を受ける事業は、空き家等の適正管理指導になります。適正管理指導において、空き家は特定空家とその他の空き家の大きく2種類に分かれます。特定空家においては、南国市空き家等対策検討委員会に諮って、その指定を受けたものについては助言・指導を行い、それで是正されないものについては勧告を行い、それでも是正されないものについては、命令や行政代執行に至ることになります。特定空家において勧告を受けた物件については、固定資産税の住宅用地特例は除外されますが、現時点で特定空家として空き家等対策検討委員会の指定を受けた空き家はございません。それ以外の空き家につきましては、書面で助言を行い、電話や対面などの口頭による指導を行っております。

続きまして、改正によって変わる点の1点目、空き家等活用促進区域について御質問がありました。この区域指定は、目的を持った地域再生、地域活性の手段としての空き家活用を行うものになります。地域再生などのために接道規制の合理化や、用途規制の合理化を行い、建て替えや不動産の流動化を促すことが目的となります。都市計画部署や産業振興部署、場合によっては移住促進部署などとの連携、協議が必要となる上、その区域指定に係る指針について具体的な通知等もまだ発出されておらず、現時点で区域指定の予定は考えておりません。

改正点の2点目として、相続財産清算人の申立てに係る予納金の御質問がありました。

管理不全により問題が生じている空き家による被害を受ける可能性のある方は、利害関係人として、所有者が判明している場合はもちろんのこと、所有者が不明な場合でもその物件を管理させられるような救済を、利害関係人が裁判所に申し立てることができるよう民法が改正さ

れており、市民の皆様が自己防衛を行う手段が充実されております。それでもなお、利害関係人だけでは対応が困難な物件は残ろうかと思っておりますので、その場合に、市長による相続財産清算人の申立てを行うことができるよう特別措置法が改正されました。相続人不存在の物件について、不動産を清算することができるよう、相続財産清算人の選定を求めて裁判所に市長が申し立てることができるようになっております。そのような物件の中で、清算人の選定が可能と思われるものについては、申立てを行うことを想定した補正予算計上となっております。この申立ては、空き家活用促進区域に関係なく、地区を定めることもなく、必要に応じて判断をしてみたいと考えております。

改正の3点目、固定資産税の住宅用地特例に関する御質問については、地方税法349条の3の2の規定に係る取扱いの改正になります。地方税法による住宅用地の特例措置は、専ら居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている土地について、200平方メートル以下の面積については、固定資産税の税額の計算基礎となる課税標準額を6分の1に、200平方メートルを超える面積については3分の1に減ぜられるという措置であって、居住されていることを想定した措置ではないかと考えております。

今回の特別措置法の改正により、従来の特定空家と、それ以外の空き家のほかに、放置すれば特定空家に陥る危険性のある管理不全空き家が定義されました。この管理不全空き家について、助言にとどまることなく指導や勧告を行うことができるよう定められたとともに、管理不全空き家についても、勧告を受けた物件の住宅用地特例は除外されることになることも定められました。勧告については、期限を定めて是正措置を行うよう通知し、その報告を求めることとなりますので、是正された場合はその物件は特定空家等には該当しなくなるため、その撤回を行い、勧告や勧告の撤回を行った物件につきましては、しかるべき時期に税務課に報告することを予定しております。

管理不全空き家とはどのようなものか、基準はあるのかという御質問につきましては、ある程度明確にする必要がありますので、基準は空き家等対策検討委員会を開催し、審議をする必要があると考えております。ただ、個別の事例について委員会に諮ることは、現時点では想定しておりません。先ほどお答えしましたとおり、管理不全空き家に関する基準や指導、勧告の業務フローを見直すために要する時間が一定必要となりますので、令和5年12月31日までに勧告を行うことは無理ではないかと考えております。ですので、固定資産税額の増額という影響が出るのは、早くて令和7年度課税分からになると考えております。適用除外のその後につきましては、地方税法の文言どおりに考えますと、専ら居住の用に供する家屋の敷地と判断でき

る状況になった場合に再適用されようかと考えられますが、税務課が適正に判断を行うものと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 今議会に補正予算として計上しております主な事業といたしましては、飼料高騰対策として、飼料価格高騰緊急対策給付金給付事業でございますが、ウクライナ情勢や円安等の影響により、燃料、肥料等が引き続き高騰していることから、今年度においても燃料、肥料に対する支援を行っているところでございますが、畜産飼料につきましても、国際価格の高騰や海上輸送の混乱、円安等の影響を受け、配合飼料と輸入粗飼料の価格は引き続き高騰をしており、生産費の多くを飼料費が占めている畜産業はさらに大きな打撃を受けております。

このような状況の中、飼料高騰対策としましては、国の支援策である配合飼料価格安定制度や、県の給付金による支援等が行われておりますが、今後も不安定な受給状況の長期化が予想されていることから、飼料価格の高騰に直面する畜産農家の経営安定と、食料の安定供給を図るため、乳牛、肉用牛、採卵鶏、肉用鶏を飼育する畜産農家を対象に支援を行いたいと考えております。その支援の概要につきましては、基本的にはそれぞれの畜種ごとに定める単価に、飼養頭羽数を乗じた額での給付金という昨年度と同様の形での支援とし、その補填割合としましては、近隣市の支援内容等を調査し、様々な試算を基に検討した結果、昨年度と同じく飼料価格上昇分のおおむね4分の1の補填といたしました。この予算につきましては、御審議のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

〔田所卓也農地整備課長登壇〕

○農地整備課長（田所卓也） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

まず、国営圃場整備事業の進捗状況についてでございますが、昨年度から本格的に工事が始まりました。久枝工区と能間工区の先行区画では工事が完了し、今年は米の作付も行われました。現在、下島工区の2区画、浜改田西部工区の2区画、能間工区の2区画で工事が施工中でございます。

次に、稲生工区におきましては、区画整理事業と併せまして、農業用排水事業として、農地の湛水被害を軽減するための排水ポンプを整備する計画となっております。農業用排水事業では、10年に一度発生する大雨から農地の湛水を防止し、露地野菜などの高収益作物も栽培

できるよう排水ポンプを整備する計画であります。現在、右岸側の排水機場の実設計が進められておりますが、排水機場の工事着手には、基幹事業である区画整理の実施に向けた地元合意が必要になります。現在、区画整理事業の基本設計にも着手されており、排水機場の設計と並行して取組を進めているところであります。また、丸山地区では、軟弱地盤対策としての暗渠排水施工による試験を行う予定です。引き続き早期に工事着手できるよう、関係機関と連携して進めてまいります。

次に、不落についての御質問についてです。

西山議員にもお答えしたところでございますが、工事の入札不落の原因につきましては様々な要因があると思われまます。要因の一つとして、入札参加者が少ないことがあると思われまます。これは近年圃場整備事業などの基盤整備工事が県内であまり行われておらず、事業者は工事に必要なブルドーザーなどの重機を所有してないことが大きな原因であったと考えております。また、入札した1区画の面積が大きかったことも要因の一つであったのではないかと考えております。現在、国のほうで不落となった区画を分割して、再公告がなされているところであります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 初めに、十市地区の新たな津波避難タワーの建設に向けた進捗状況につきましてお答えいたします。

近年頻発する豪雨災害や土砂災害に関する新たなハザードエリアの指定など、本市の津波避難対策、命山構想の策定時にはなかったリスクが判明したため、南国市国土強靱化地域計画において、本市の脆弱性評価の観点から、複合災害に対する対策として新規のタワー建設を事業追加しております。この新規タワーの建設に関しましては、十市大小浜地区及び札幌地区合同で要望書が提出されておりましたので、7月9日、十市高齢者多世代交流プラザにおいて、建設に向け取組を進める旨の回答書をお渡しいたしました。現在、新たに組織していただきました地域の建設実行委員会と、タワー建設に向けての協議を進めているところでございます。協議が調えば、国の補助金等を活用するよう申請手続を進める予定でございます。

続きまして、津波避難タワーの備蓄倉庫の利用についてお答えをいたします。

本市の津波避難対策は、南海トラフ地震の新たな津波浸水想定に基づき、津波避難対策、命山構想を策定いたしました。この構想により、市沿岸部でおおむね5分程度で避難可能な範囲に避難場所を整備することとし、15基の避難タワー等を整備いたしました。このおおむね5分

程度で避難可能な範囲とは、タワー等の緊急避難場所を中心に避難円を描くことで決定しており、場所により複数の小字を含む範囲となっております。沿岸部におきましては、小字単位での自主防災組織が結成されていることが多いため、一つの自主防災組織だけが避難対象となるタワーもあれば、複数の自主防災組織が避難対象となるタワーもございます。

このようなことから、市といたしましても、津波避難タワーは小字単位の避難場所としての整備を行っておりませんので、各タワーにおいて、避難対象となっている住民の皆様の相互協力をお願いするところでございます。また、津波避難タワーは、建設時に避難人数を調査した上で1人1平米の面積を確保しているため、備蓄倉庫の増築につきましては、避難面積を減らすこととなりますので困難であると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 皆さん、それぞれ御答弁ありがとうございました。

2問目ですが、猫、犬行政について2問目を行います。

県の不妊手術推進事業をすぐに使い切ってしまうという声を聞いておりましたので、市単独でも補助をするという知らせは、きっと市民の皆さんに喜ばれることと思います。そこで、課長にお伺いをしますが、今回の決定について、事業内容として、何か現段階で構いませんけども、お知らせできるようなことがあれば述べていただきたいのと、いつ頃からどのような形で市民への周知をされるのかお聞かせください。

福祉灯油についての答弁、ありがとうございました。

2問目ですが、支援給付金、これは枠が2つ設けられて実施中ということですがけれども、対象世帯数をそれぞれお答えいただければと思います。

次に、住宅課長からは、特措法改正前と改正後における空き家行政の変更点などを御答弁いただきました。御答弁の中で2点ほど気になることがありますので、2問目とさせていただきます。

1つ目は、特例除外になってしまった場合ですが、除外前の6分の1の課税に戻るようなことはないのでしょうか。再度適用になるのであれば、どうしたらいいのかお聞かせください。

2つ目は、今までこういった住宅の持ち主の皆さんは、税金が6倍になるのが嫌で除去しない、更地にしないといった方が多いと思うんですね。何ほ地方税法に書いてあるとおりにするんだといいましても、今あらゆるものが上がり、年金や賃金の上昇がそれに追いついていない現状の中では、いきなり6倍はしんどいですよね。せめて、しっかりと期間を置いて周知をし、納税者の皆さんに納得していただくことが必要だと思いますが、その点についてお考えをお聞かせください。

農業振興についてそれぞれ御答弁をいただきました。

圃場整備の稲生については、右岸については実施設計が進められているようですが、小学校や保育園側の左岸についても一緒に進めていただけるようお願いをいたします。

また、先日の西山議員への答弁では、不落の場合の保障はしないということでした。その質問から2日しかたっていない中で答弁は変わらないでしょうから、私のほうからそのことについて再度質問することはしませんけれども、関係者の皆さんの多大な苦労の上に進んでいるこの事業であって、今回のことは農業者の皆さんに全く落ち度がないということについては、市長ももちろん御理解されてると思います。市単独でも本来は不落の保障をすべきだと思いますし、実施主体の国にも強く保障を要求して、この項目を終わります。以上で2問目といたします。それぞれ御答弁よろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。環境課長。

○環境課長（横山聖二） 事業名と周知方法についてお答えします。

事業名については、飼い主のいない猫不妊手術推進事業費補助金と、今までと同じ事業名になりますが、周知については市広報及びホームページで周知を行っていきます。以上です。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてですが、令和5年度に関わる市町村民税均等割非課税世帯7,068世帯、それから令和5年に係る市町村民税均等割のみが課税されてる方を含む世帯1,206世帯、合計8,274世帯に通知書または確認書を8月10日に発送しました。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 空家等対策の推進に関する特別措置法と地方税法は、目的を別にする法であり、住宅課においては、特別措置法の目的に従い、空き家等の適正管理、対策を推進するために是正の指導を行います。その指導を繰り返してなお改善が見られない空き家につきましては、勧告を行うことも状況としてやむを得ないものであれば勧告を行い、その目的が達成されれば勧告の撤回をいたします。住宅用地の特例につきましては、その勧告や、勧告の撤回の住宅課からの報告を基に税務課が現況を判断し、地方税法にのっとって適正に課税するものと考えております。住宅用地の特例措置が除外されますと、議員のおっしゃられましたとおり、固定資産税の増額につながりますので、十分な周知が必要であるとは考えております。

ただ、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、業務フロー等を見直す都合上、時間が必要であるため、令和6年度課税で増額になるスケジュールにはならないと考えております。ですの

で、令和6年12月31日までには十分な時間がありますので、その期間に税務課と協議をしながら、市の広報を活用することなどをはじめとして、様々な方法で周知をしっかりと行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

猫、犬に関する答弁ありがとうございました。飼い方やマナー、そして補助事業についての周知を今後ともよろしく願います。

福祉灯油について一言触れさせていただきます。

以前、寒冷地ではない首長さんからの要望を受けた日本共産党の塩川鉄也衆議院議員が、灯油購入助成はいわゆる寒冷地に限定されるのかと国会で質問した際に、寒冷地に限定したものではないと政府は答弁をしております。実際、過去には福岡県や大阪の自治体で実施された例はありますし、お隣徳島県では県下全ての自治体で実施されたこともあります。総務省では、どの地域であっても交付税措置の対象になるという認識のようです。福祉灯油は、本市単独でもぜひとも実施すべきだと思いますが、今後国の何らかの形で制度や交付税措置の方針が示されるようであれば、ちゅうちょなく12月補正などに盛り込んでいただけるようお願いをいたしまして、次の項目に移ります。

空家特措法に関する2問目にお答えいただき、ありがとうございました。

今回改正された法の目的の一つは、除去するしかない状態になる前に、そのおうちが住める状態のうちに流通させることかと思えます。そうはいいまして、昨日の答弁にありまして、少ない市職員の中で何もかも実施しろといっても無理がある、これについても承知はしています。せめて、課長が先ほど述べられました指導、勧告などの一連の流れを行うだけでも精いっぱいだと思いますが、関係課と協議の上、実施に努めていただけたらと思います。

適用される税金が3倍や6倍になってしまうかもしれないよという周知については、市の広報を活用するという御答弁でした。市の広報だけだと、スペースの都合もあって、それだけではなかなか分かりづらいのではないのでしょうか。市の公式ウェブサイトや、この問題に絞った啓発冊子の発行なども必要ではないのでしょうか。課長の考えをお聞かせください。以上で3問目とします。御答弁よろしく願います。

○議長（浜田和子） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 広報紙以外にも、ウェブサイトなどの活用も行い周知は行っていきなりたいと思います。また、先ほど触れられました啓発冊子、空き家の問題に特化した啓発冊子に

つきましては、現在発行に向けて紙面の内容を検討中です。特別措置法の改正なども含めて、内容を調整、検討しておる状況ですので、発行時期がいつになるかは現時点ではっきりと申し上げることはできかねますが、早期の発行と配布を目指して努力しているところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 8番齊藤喜美子議員。

〔8番 齊藤喜美子議員発言席〕

○8番（齊藤喜美子） なんこく市政会の齊藤喜美子です。今回、私は通告に従い総括にて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、南国市の農業のこれからについて質問させていただきます。

農業というのは、人の命を守り、国民を支えていく一番大切な産業だと考えております。このたび、農地取得と下限面積要件撤廃という農地法の一部が改正されました。これについては、同僚議員からも今までお話があったとおりです。4月からこちら、今まで農地を持っていなかったのに農地を買うことができなかつた方から、農地取得をしたいなどのいろいろな問合せが増えているのではないのでしょうか。実際に、私のところにも、自分で作った野菜を食べたいというので南国市に都会から移住してきた方から、農家ではないので農地を持っていない、農地を買うことができない、どうすればいいかという御相談が先日もあり、4月から下限面積が撤廃されて取得可能だというお話をしましたところ、ぜひ農地が欲しいので相談させてくださいとの話も来ております。高齢化などによる離農者が増え、また相続放棄などでも耕作放棄地が増えている現状がある反面、このような方からの御相談も今後増えていくのではないかと考えられますが、今現在農業委員会にはどのような相談が実際に入ってきているのか、具体的に教えていただきたいです。

次の質問内容ですが、次は堆肥と耕畜連携についての御質問をさせていただきます。

以前も議会で話題にしたことがあるのですがけれども、南国市における耕畜連携の経緯と、今の状況をお教えいただきたいです。

そして、持続可能で高収益な次世代の農業について、1問目です。

価格が高止まりしている化学肥料は、今後は原材料の枯渇も懸念されております。国も循環型農業の推進を図っていますが、しかしながら、南国市は施設園芸が今まで大変盛んであるために、ハウスなどで燃油の高騰などがこれからも懸念されています。現在ではどのような問題点や相談があるのか、教えてください。

次に、子供たちのことについて質問させていただきます。

異次元の少子化対策と育児支援についてです。1問目です。

異次元の少子化対策を年頭に岸田総理が発表されてから、もう半年以上がたちました。少子化問題は待ったなしの課題であり、子供政策を体系的に取りまとめた上で、6月の骨太方針までに、将来的な子供予算倍増に向けた大枠を提示していく考えを示しました。しかしながら、6月の骨太方針の中での一部児童手当の所得制限撤廃や、支給期間を高校生までに延長するなどは見えやすい対策と感じましたが、これで少子化対策とはとても思えない。地方行政では、効果があるのかどうかというのが実際に子供を持つ親の本音です。4月には、縦枠を外して、こどもまんなか政策実現のためにこども家庭庁も開設され、子供に関する政策の実施を加速させていこうという動きも出ております。こども家庭庁では、こども若者★いけんぷらすでぷらすメンバーを募集しており、小学1年生から20代の方が誰でもいつでも登録できて、意見を述べるができるとのことで、娘にも紹介したところです。

私は常々、当事者が意見を言えて、それが反映できれば随分住みやすい社会になるのになと感じておりますので、このこども若者★いけんぷらすでの意見がどこまでちゃんと採用されるのかは疑問ではありますが、こどもまんなかと銘打つぐらいですので、絵に描いた餅にならないでほしいと思っております。と申しますのも、先日ある中学生の保護者の方から聞いた話ですが、生徒たちに学校への要望について提言する話合いがあったそうなのですが、結局予算的に無理という話に何でも行き着いてしまい、担任の先生が生徒たちの代わりに考えた案を提出するという残念なことが起きたと言っていました。しかし、今後はもう少し、国も待ったなしの少子化対策をとということですから、当事者の子供や子育て世代の意見が政策に反映したらと思っております。自身も子供を南国市で6人育てましたが、最近周りの市の住民の方からも、南国市はなかなか育児支援が手厚いですねと言われたことがあります。住んでいるとちょっと実感しにくいのですが、今よく話題に上がります産後ケア事業のことも併せて、南国市にはどのような育児支援サービスがあるのか、その内容と利用されている方の状況についてお教えてください。

次に、なんこくファミリーサポートセンターについて1問目です。

その存在自体は存じ上げていたものの、実は子育て時に私は利用したことがございませんでした。チラシやホームページを見る限りは、有償登録ボランティアの方が、子育て世代でお手伝いしてほしいおうちのお子様を預かってくれるサービスなのかなと感じておりますが、利用の仕方や登録数や、近年の利用者数、推移などはどのようになっているのでしょうか、教えてください。

そして、家庭保育支援とUターン移住についての1問目となります。

以前にもこれは質問をいたしました、やはり隠れ待機児童の苦情は、いろんな保護者からまだあちらこちら声が聞こえてきます。実際には、仕事をされている方は希望の園に入れない場合、保育入園申請を取り下げて、御実家などで面倒を見ている場合もある一定数あるのではと思っております。そこが、保護者の間でも何にもしてくれない南国市というふうにとられてしまうということもあるのではないかと思います、とても残念です。それに関して担当課はどのようにお考えなのでしょうか。以上が1問目となります。それぞれ御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

〔弘田明平農業委員会事務局長登壇〕

○農業委員会事務局長（弘田明平） 斉藤議員の下限面積撤廃後の問合せはどのようなものがあつたかという御質問にお答えいたします。

下限面積撤廃以降の特徴的なお問合せといたしましては、件数の把握はしてはおりませんが、誰でも農地を買えるのかという趣旨の問合せが多く寄せられております。この中には、財産保有目的と感じられるような問合せも含まれております。ほかにも、家庭菜園として農地を取得したい、また家庭内で、例えば孫が祖父から農地の遺贈を受けたいなどの相談がっております。以上です。

○議長（浜田和子） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、南国市の耕畜連携の経緯と現在の状況につきましては、本市の大規模稲作農家と畜産農家を中心に組織をいたしました南国市耕畜連携協議会が、県の補助事業を活用して、WCS専用収穫機を導入し、耕種農家が生産したWCS用稲を畜産農家が利用する体制を構築し、先進的な耕畜連携に取り組んでおります。現在は生産を拡大しまして、嶺北地域の土佐町から安芸地域、香南市など、広域で流通をする取組となっております。

次に、現在の南国市での農業の燃油高騰などを含めた問題点という御質問でございますが、ロシアのウクライナ侵攻や円安等の様々な影響によって、燃料用の重油はもとより、肥料及び各種資材の高騰も農家の経営を大きく圧迫をしている状況となっております。このような状況の中、本市の施設園芸農家におきましては、国のセーフティーネットである施設園芸等燃油価格高騰緊急対策にほとんどの農家が加入をされ、ハウスの被覆方法の改善や温度管理の見直し

等の省エネ対策や、肥料についても土壌診断などによる適正な施肥に取り組まれております。しかし、燃料費用や資材の高騰などが長期化していることから、生産原価の上昇によってますます農業経営の厳しさが増している状況であります。農産物の販売価格が市場の需給バランスに左右され、生産原価が価格に転嫁されないということが大きな課題となっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

〔藤宗 歩保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 南国市の育児支援サービス内容についてと、利用されている方の状況についての質問にお答えします。

保健福祉センターでは、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出時と出生届出時に面談によりアンケートを行い、出産子育て応援給付金としてそれぞれ5万円ずつを給付しています。令和4年4月1日以降に出産、または妊娠届をされた方を適用し、令和4年度は出産応援給付金として340件、子育て応援給付金として196件の給付を行っています。

養育支援訪問事業は、生後4か月までの乳幼児のいる家庭を保健師や助産師が全戸訪問し、子育てに強い不安感を持つ家庭には複数回訪問して、相談、指導、助言等の支援を行っています。令和4年度は延べ278件の訪問を行い、支援の必要な家庭に早期に介入して、継続した支援を行っています。

産後ケア事業は、産後の母親の心身のケアや育児サポートを図ることを目的とし、平成29年から高知県助産師会に訪問型を、令和2年からJ A高知病院とアニタ助産院に宿泊型を、今年度からは、はぐあすと浅井産婦人科に宿泊型と通所型をそれぞれ委託実施しております。令和4年度の利用実績は、訪問型が延べ48名、宿泊型は3名となっております。

保健福祉センター内に開設している子育て支援センターひよこルームでは、保育士3名が常駐し、月、金は未就園児、火、木は生後6か月から歩き始めるまでの乳児、水曜日は妊婦と生後6か月までの乳児とその保護者を対象として、子育て講座や、土曜日に開催するパパの日のほか、クリスマス会等季節に応じた行事を行いながら、保護者同士も交流ができる場を提供しています。保育士をはじめ、保健福祉センターの職員である保健師、栄養士、歯科衛生士による育児相談も常時受け付けています。令和4年度は271回開催し、延べ4,278名の親子に参加していただきました。

ほかに、南国市独自の事業としましては、市内の小児科で、0～2か月未満の乳児を対象に無料で個別健診が受けられるゼロか月健診があり、令和4年度は158名の受診がありました。

1歳から7歳未満の子供を対象としたおたふく風邪の予防接種につきましては、1名につき3,000円の助成を行っており、令和4年度は248名に対して助成しました。本年度から、1歳から翌年度末までに18歳になる子供の季節性インフルエンザ予防接種の助成も行う予定です。以上です。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

〔長野洋高子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（長野洋高） まず、ファミリーサポートセンターの状況について御説明をさせていただきます。

ファミリーサポートセンター事業は、子育て中の家庭を支援するため、手助けしてほしい方、依頼会員と、お手伝いできる方、援助会員がお互いに助け合う会員制の有償ボランティア組織となります。令和5年3月末の会員数は、依頼会員138人、援助会員30人、両方会員16人で、合計184人となっています。会員数につきましては年々増えており、ファミリーサポートセンターの活用が広がっている状況でございます。活動状況としましては、保育所、幼稚園の送り迎え、子供の習い事等の送り迎え、学童保育のお迎え、保育所、幼稚園等の帰宅後の預かり等が主なもので、そのほか様々な状況で活用されておる状況でございます。

続きまして、保育施設への受入れに関する件についてですが、これまでも御説明をさせていただいてきた経過のとおり、保育を希望されるお子さんの数に対しまして、市全体としておおむね受皿の確保ができていますが、保育施設への入所の決定は、国の考え方に基づき、保護者などの就労状況、また各世帯の状況により各御家庭の保育の必要性を指数化し、必要性の高い方からの入園とする利用調整を行っていることから、それぞれの保育施設の定員の関係などもあり、必ずしも希望どおりの施設に通えないといった状況があることは認識をしております。先ほど御説明させていただいた状況であり、全て希望どおりの対応ができてないことについては、御理解を重ねてお願いするところでございます。

○議長（浜田和子） 斉藤喜美子議員。

○8番（斉藤喜美子） 農地取得と下限面積要件の撤廃の件についての2問目になりますが、下限面積撤廃後の土地の取得に関する御相談の中においては、財産保有目的と感じられる問合せもあるということで、その部分が大変心配です。その反面、今まで非農家で、農地を持っていない方にはハードルが下がり、本格的に農業を始められる第一歩にもなっています。かつての農地改革では、475万戸という自作農を生み出しましたが、現在一定規模の農業経営を行う販売農家は97万5,000戸と、100万戸を切っています。担い手と呼ばれる認定農業者に関しま

しては、約23万戸しかいない現状です。

先日も、日本農業新聞において、2022年の新規就農者数が4万5,840人と前年から12%減、少し期待をしていた親元就農も残念ながら15%減という記事が出ておりました。日々農業をされている方とお話をする中でも、やはり耕作放棄地や遊休地の増加、農地で作業する年齢の高齢化を感じている次第です。なかなか担い手が見つからない農地の現状を考えますと、下限面積が撤廃されたことで、小さい面積でも農業を始めたいという人も農家の仲間に入れて、農地と農業を守っていこうというような国の意図もあるのかなと感じるところですが、その反面、そういう参入者の皆さんが責任を持って農地を守っていけるのか。前出のように、財産保有目的での取得が増えるのではないかと心配する声もあります。そのあたりの見極めについては、どのように考えていらっしゃいますか。農業委員会での判断で、その見極めはかなり難しい話となってくるのではないかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

堆肥と耕畜連携についての2問目です。

南国市は広い面積の水田を有していますので、今のところ補助金が出るWCS用稲の生産を拡大し、耕畜連携として他市町村にも流通させているという話でした。お米の価格が下がり、輸入飼料が高騰する中、地元での循環をある意味かなえるという点では、一定評価していいことだと思っています。価格の高くなるお米の話は後々するとして、それでは次に新たにできた耕畜連携を進める県の事業について説明してください。また、その中で、南国市で耕畜連携に取り組んでいる耕種農家、畜産農家も支援が受けられるのでしょうか、お答えください。

次に、子育て支援、保健センターの育児支援事業についての2問目になります。

保健福祉センター長にお伺いします。

改めて、多岐にわたる育児サービスがあると認識しました。これだけあると、なかなか職員の皆様も息をつく暇もないほどの忙しさではないかと想像します。私も、子供が小さいときに定期健診に行き抜かると、何度も何度も自宅のほうに御連絡をいただいた記憶があります。そのように連絡がつきにくい、支援しにくい保護者との関係づくり、関わりはどう工夫していらっしゃるか。例えば、あまり介入されたくない保護者に関しては、手ぶらでは警戒されるかもしれませんし、口実として、明石市のおむつ宅配のように、御家庭の様子を宅配がてら見に行くなどという方法はどうなのでしょう。

なんこくファミリーサポートセンターについての2問目です。

なんこくファミリーサポートセンターに関しては、結構多い登録があるのでちょっと驚きましたが、利用の仕方が、保育園や幼稚園、学童の送迎、帰宅後のお預かりなどで納得をします。

高知は、子供が小さいころから共働きという御家庭も多いので、朝晩の送迎、子供の帰宅時間に親の帰宅が間に合わない御家庭もあろうかと思えます。ほぼ定期的に御利用されて、助かっている方も多いと思えます。利用の内容によってはとてもよい事業だと思えますが、今後の運営に関して、もし利用者の希望の声、要望などがございましたら教えていただきたいと思えます。

次に、家庭保育支援とUターン移住について、2問目です。

異次元の少子化対策で、もっと政策が進むと期待していたのですが、具体的な動きがまだないようです。財源の確保の話も見送られており、今はあまり動きがないように感じます。常々私が気にしている、例えば兄弟児が同じ行きたい保育園に行くことができる、大切な時期に必要な質のよい保育を受けられる、そのための環境整備や保育士の教育や補充は、このまま財源の話が出ず、予算確保できなければ時間がなかなかかかるのではないかと感じています。普通は、それを待つこともできませんので、高知だと実家の協力を得て、仕事をしながら育児をするお母さんが多いように思えるのですが、そのような場合に対して市として何らかの援助をするのは、希望の保育園に預けられなくて困っている保護者の少しでも助けになるのではないのでしょうか。例えば、家庭保育をするおうちに応援金を、生後6か月から2歳の誕生日まで月額6万円、2歳の誕生日から3歳の誕生日まで月額2万円という、おうちで子育て応援金という制度が富山県朝日町にあります。ここまでしたら、行かせたい保育園を諦めて、実家などに子供を預けるしかない保護者も、南国市は何にもしてくれないというふうにはならないのではないと思えますが、いかがでしょうか。以上が2問目となります。それぞれの御答弁のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（浜田和子）** 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

**○農業委員会事務局長（弘田明平）** 斉藤議員が御心配されますように、農地取得をしようとする方が、その農地で何を作り、どのように営農されるかということについてしっかりと確認していくことが重要だと思えます。農地法第3条第2項に審査基準が設けられておりまして、主な審査基準につきましては、まず農地の権利を取得しようとする者等が保有している農地を含め、全ての農地について耕作または管理されているか、そして耕作機械や農機具、それから雇用者を含めた労働力及び農業技術が十分に確保されているかなどに着目して判断する、農地の全部効率利用要件があります。

次に、原則農作業に従事する日数が年間150日以上あるか、また150日未満であったとしても、その必要な農作業に従事できる日数、従事しているのかに着目して判断する農作業従事要件が

あります。

3つ目としまして、地域での農地の集団化を妨げないか、また地域が協力して水田等の管理をしている地域において、水利調整に参加しない、営農を行うことがないかなどの地域との調和要件があります。

最後に、法人が取得する場合につきましては、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、理事の過半は法人の農業に150日以上常時従事しているかなどの要件を満たした農地所有適格法人であるかとのことの要件があります。以上です。

**○議長（浜田和子）** 農林水産課長。

**○農林水産課長（古田修章）** まず、県の新たな事業、高知県稲発酵粗飼料増産促進事業につきましては、近年の輸入飼料高騰対策としまして県が創設をした事業でありまして、事業の主な内容といたしましては、飼料を輸入粗飼料から国産の稲WC Sに転換する畜産農家が、市町村を超えて稲WC Sを購入し、運搬する場合に、燃料費等の運搬費用の一部を支援するというものでございます。

また、本市の農家が支援の対象になるかという御質問につきましては、近隣では南国市内の耕種農家と畜産農家のみがWC Sを生産している状況であり、嶺北地域には本市の生産量の約7割の稲WC Sを供給しておりますので、本市で生産された稲WC Sを購入することが前提となっている事業であるとは思いますが、地域的条件によって稲WC Sの生産が難しい、購入にも不利な地域に対して支援する対策となっております。今回の事業におきましては、本市の耕種農家、畜産農家は支援の対象にならないようでございます。以上です。

**○議長（浜田和子）** 保健福祉センター所長。

**○保健福祉センター所長（藤宗 歩）** 行政の支援に抵抗を感じたり、人との関わりが苦手な方や、共働きで帰宅が遅いなど様々な保護者が存在しており、介入が難しい家庭との関係づくりには大変苦慮しております。何回か電話連絡して折り返しを待つ。突撃訪問をして、不在であれば手紙を残す。日中は仕事で不在でも、夜間であれば会うことができるなど、時間帯を変えながら訪問するなどし、工夫を凝らして保護者との接触を試みっていますが、それでもどうしても会えない場合は、保育園や学校など関係機関につなぎ、福祉事務所のこども相談係と協議しながら、個別に対応しています。

先ほど丁野議員にお答えしたこども宅食事業を活用して、保健師自らが食品や生活物資を届けることで、介入の難しかった家庭とつながることができる場合もあります。保健福祉センターとしましては、支援を必要とする全ての子育て中の家庭に対して、継続的な関係の構築が必

要であると感じていますので、今の限られた人員の中でできる限りの努力をしているところで  
す。以上です。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） ファミリーサポートセンター利用者からの声ということでござ  
いますが、これはファミサポの活動についてアンケートを取ったというようなことではござ  
いませんが、依頼会員、援助会員から寄せられた意見として、改善点、希望することなど、ま  
たファミサポのほうで行っております事業についての評価等様々な声をいただいております。  
主なものを紹介させていただきますと、ファミリーサポートセンター利用を検討している方か  
らは、知らない人に預けることが不安といった声が複数あっておりますが、実際に利用した方  
々からは、丁寧、親切な対応をしていただきありがたいといった声や、援助会員の方への感謝  
の言葉が多数寄せられております。また、いざというときにファミサポが利用できるというこ  
とが、気持ちの中で安心につながっているといった声がありました。

一方で、援助会員の報酬が低いので、援助会員が増えないのではないか、援助会員が公的な  
場で子供を預かれる場所があれば、急な依頼への対応や、自分の家で預かれないとき等に対応  
ができるのではといった御意見もありました。そのほかには、ファミリーサポートセンターが  
会員向けに行っておりますコミュニケーション講座、援助会員、両方会員の交流会、ま  
たコンサート等の取組については、参加者から好評いただいております。

続きまして、家庭保育を行っている世帯への支援策ということで、富山県朝日町のおうちで  
子育て応援事業の御紹介をいただきました。この事業を少し見せていただいたんですが、申請  
手続もシンプルで、活用しやすい制度ではあるかと思えます。ただ、それぞれの市町村に置か  
れた状況もあるかと思えますし、予算的なことのほか、様々な家庭状況の方がおられる中、保  
育の必要性が高い、保育料を負担されている御家庭との不均衡が生じるケース等が起り得る  
可能性があり、本市での実施は今のところ難しいというふうと考えております。

○議長（浜田和子） 斉藤喜美子議員。

○8番（斉藤喜美子） 農地取得と下限面積要件の撤廃についての3問目になります。

下限面積が撤廃されるといっても、取得するには以前同様の審査基準が適用されるというこ  
とで、少し安心しました。農業委員会でも、今までとはまた違う条件下での判断となるかと思  
いますので、ここは慎重に、なおかつ本気で新規参入をされる方がやりやすいように進めてい  
かなければ、何のための撤廃かという話にもなりかねません。南国市の有する香長平野は、水  
路や交通インフラもあり、農地としては大変本来利用価値の高い場所なので、周りの方からし

たらもったいないという声もあります。農地というものは数年で出来上がるものではなく、100年から150年かけて、農地として微生物たちが働いて安定して利活用できるようになると土壌の専門家もおっしゃっていますが、いかんせん農業でなかなか生計を立てるのには厳しい状況となってきたおり、担い手は減るばかりです。今まで農地法で守られてきた農地の行方を、しっかり考える時期になってきていると思います。下限面積撤廃で、小さな農家の新規参入により農業は再興するのでしょうか。それとも、不穏な農地取得が出てくるのでしょうか。

そんな心配をする中、こんな記事が日本経済新聞に出ていました。外国人の農地取得を把握へ。経済安保、農地台帳に国籍。農林水産省が、外国人の農地取得の実態把握に乗り出す。農地の住所や持ち主などをまとめた農地台帳に、所有者の国籍という項目を追加する。農地取得の許可申請でも、国籍の記載を求める。外国資本による国内の土地買収という経済、安全保障上の懸念に対応する。農地法施行規則を改正する省令案に盛り込んだ。9月1日に施行する。農地台帳を管理するシステムを改修し、住民基本台帳とつなげることを想定する。既に農地を所有する外国人を対象に、農地台帳に国籍を記録できるようになる。出身の国、地域ごとの保有割合などを、統計情報として定期的に公表することも検討していく。農地を所有する法人は、これまで農業委員会に所有状況を毎年報告しているが、その際新たに国籍も確認する。新規取得の許可を申請する場合も、国籍や外国資本の報告を義務づける。個人については、国籍や在留資格、法人は主要株主の国籍などを明らかにするよう要請する。

農水省は、農業委員会を通じ毎年取得された農地の実態をまとめている。調査範囲は、外国法人、または居住地が海外にある外国人と思われるもので、過去に外国人によって取得された土地の情報を遡ることは難しかった。農水省は、23年に調査対象を広げて、居住地が日本にある外国人と思われるものによる農地取得について、初めて公表した。22年1月から12月に該当した農地は140ヘクタールほどで、東京ドームおよそ30個分に相当する。政府は、外国人による土地の取得に懸念を強めている。2月には、沖縄の無人島、屋那覇島の半分ほどを中国系企業が購入していたことが分かった。近年の円安を受け、外国人投資家が日本の土地や不動産を購入する例は増えているという。21年には、自衛隊拠点や原発施設の周辺、国境、離島などで土地の利用を規制する重要土地利用規制法が成立した。農地についても、食料安保や経済安保に関わる問題と位置づけ、干渉を強めていくというような記事が載っており、政府も一応は外国企業や個人に関しては、農地取得も監視するという姿勢のようですが、これは見張るだけなのかなという、ちょっと頼りない感じも受けます。

例えば、西条市で水源地に近い農地を外国企業が買収後、営農に失敗をしました。農地では

なく水源地近くだったのでだと思いますが、水源の利用については、西条市条例を新たに制定し、西条市の地下水の利用などは市の許可が必要となっていると聞きました。西条市は、あくまでも地下水の話ですが、貴重な農地の場合に関しても、南国市が新規農地取得後、問題が起きた場合に介入できるなど、そのような措置を取ってはどうか。本当に困った状況になったときにちゃんと状況修正ができるのかどうか、お伺いします。うまく軌道修正ができるとなれば、ハードルを下げて、本当にしたい方が参入できるいいチャンスとなりますし、そうでない場合は止めることもできるので、少しは安心材料になるのではないかと思うのですが、その点についてお答えください。

堆肥と耕畜連携についての3問目です。

高知県の新たな事業では、本市が支援対象になっていないということで、南国市がWCSを作っているからこそ実現できてる事業でもあるのということで、支援対象ではない、とても遺憾な気持ちがあります。本来、地元の環境をフルに活用して、地元自給飼料を取り入れて循環させる最終目的があるとするならば、そこに分断の理由づけは不必要と思います。これは、今後事業を広げたいなら、本当の意味での分断なき協力体制にすべきかと感じます。

ところで、耕畜連携の先ほどの話から少しそれるかもしれませんが、循環に関してですが、堆肥の循環活用について農地整備課にお伺いします。

高知競馬場が年間4,500万円もかけて焼却処分していた馬ふんを堆肥化したものを、南国市の圃場に使う話を聞いたのですが、その経緯と今後の取組について教えてください。馬ふんや牛ふんというのは完熟させる作業も必要なので、設備と人手が要る事業にはなるとは思いますが、うまくいけば堆肥の循環利用として、無駄な税金を使った焼却ではなく、有効利用になるのではないかと期待しているとのことですが、いかがでしょうか。先日も、全国農業新聞8月11日の記事で、日本中央競馬会、JRAの美浦トレーニングセンターなどから大量に出る馬ふんを良質堆肥に活用するという記事が出ていました。大学と、これは企業と農家が連携した未利用資源を地域内循環へと生かす取組ということで、こういうことはもう既に始まっておりまして、税金を使って燃やしてしまうよりは、圃場の農作物に還元したほうが、ずっと県民、市民の皆様環境的にはよりよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、持続可能で高収益な次世代の農業とはについてです。

例えば、お米に関してなんですけれども、今は食用米を作っても需要がないのであまり高く売れないという話をよく聞きます。むしろ、農薬や除草剤、化学肥料も高騰しており、作ると赤字になるという話は、いろいろな今までの議員の皆様からの質問でも出てきている話です。

がしかし、その一方、自然農法や有機農法のお米は価格が高く取引され、輸出の量も増えてきているとのことです。先日も、「クローズアップ現代」でお米の問題が取り上げられましたが、そのとき出演されていたJA東とくしまの西田さんは、BLOF理論という有機栽培を指導して、徳島の多くの米農家を救っています。ちなみに、29日の午後、南国市にある高知県農業技術センターでも、西田さんは稲作セミナーをすることです。地産地消の取組に加えて、そこにある資源を有効に活用して経済発展をする方法も、南国市にはまだあると思います。今までの農業の在り方を大事にしつつも、新しい取組で地域を活性化するチャンスにもなっています。農地や堆肥の話、循環型の新しい農業の在り方について、これからの南国市の農業を市長はどう考えられますでしょうか、お答えください。

次に、南国市の子育て支援についてです。

コロナ対応時にせよ、職員不足は指摘されていたと思いますが、では誰一人取りこぼさない政策を進めるためにも、職員がサービスを提供するのに、人員不足では政策も進まないと思います。先ほどの保健福祉センター所長の答弁にもありましたように、お相手の保護者の多様な生活状況に合わせて時間を変えたり、接触の工夫など、少ない人員で政策を達成するのに涙ぐましい努力をしているわけですが、市長は子育て支援の充実した南国市に関して、人員配置や予算分配をどのように思っているのか。市政報告では、閣議決定で、これまたこども家庭センター設置が努力義務となっているとのことでした。ますます忙しい現場で職員が疲弊するのはと心配ですが、人員配置や予算配分についてどう思われているのか、お答えください。

ファミリーサポートセンターについてです。3問目です。

自分自身利用したことがなかった理由に、制度の内容をあまり理解してなかったという点があるかと今回分かりました。核家族化や共働き家庭が多い現代では、決まった時間の送迎などちょっとした手助けも保護者には必要なものがありますが、それが足りない。そこが、子育てに対する不安感となってしまうことがあります。昔の近所付き合い、親戚、知り合いの多い時代とは違い、現代の子育て環境は自助努力では難しいというふうになってきておりますが、やはりここでも職員のマンパワーは足りていません。

そういう点では、ボランティアさんが登録してやってくれるなんこくファミリーサポートセンターは、子育て支援課長の答弁にもあったとおり、気持ちの安心につながる事業で、職員負担にもなりにくいよい取組だと思います。一定評価されてもいいと思うのですが、市としてもっと南国市は育児支援を頑張っているとアピールしてもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

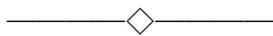
最後に、隠れ待機児童の問題は、国の満たす質のよい教育や、こどもまんなか政策にまさに矛盾しているとしか言いようがないので、いずれは国にも予算をつけてもらうとかして、保育園の無償化を南国市でも進めるべきだと考えています。その上で、家庭保育をする御家庭にも支援を広げ、南国市の子供たちをみんなで育てる姿勢を見せていただきたいと思います。もともと高知市のベッドタウンでもあったし、決して不便過ぎない、自然もある田舎で、教育施設、病院施設もありますし、親元で育児をしたいお母さんには安心して育児ができる環境かもしれない、それが3人目、4人目、5人目につながる可能性もあるのではないかと考えています。

私は、継続する経済的安心感や、周りの気兼ねしない協力が期待できるという安心感、いざとなれば行政サービスも気軽に頼れる安心感、二重、三重の安心感が、子供を2人、3人と産みたくなる環境かどうかの判断基準の一つではないかとも考えます。高知では、女性側が御実家を頼って育児をするパターンが多いと感じています。お母さんの親元育児のためのUターン移住の南国市を目指すというのはどうでしょうか。以上が3問目となります。それぞれ御答弁のほどをよろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

答弁は午後をお願いいたします。再開は午後1時であります。

午後0時3分 休憩



午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤喜美子議員の一般質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 斉藤議員の御質問に順次お答えしてまいります。

まず、循環型の新しい農業の在り方についての御質問でございますが、堆肥の活用などにより付加価値の高い循環型の農業への取組を進めることも、これからの本市の農業にとって意義ある選択肢であると考えております。これは、現在の肥料や飼料の高騰対策としても有効であると思われまして、また基盤整備によって効率的になった農地を活用することにより、さらに収益性の高い農業となる可能性があると考えております。そのような付加価値の高い農業が、本市の新たな特色として発信していけるようになることを期待したいと思っております。

続きまして、子育て支援に関する人員配置や予算配分をということで、どのように思っているかということでございますが、先ほど保健センター所長からも発言があったとおり、今の限られた人員の中でできる限り努力をしておるという状況でございます、マンパワー不足を指

摘されるということにつきましては、非常にそれを聞くたび心苦しく思っておるところでございます。今後、市政報告で述べましたように、閣議決定された2023年の骨太方針の中でのこども未来戦略方針に基づきまして、子供や家庭への包括的な支援体制づくりのためのこども家庭センターの設置が、令和6年4月より市町村の努力義務となります。

しかしながら、異次元の少子化対策を行うための職員充実に図っていく、そのためには財源も必要となってくるわけでございます。財源の裏づけがなかなかない、一般財源での定員増となりますと、それが膨張していきますと、財政の硬直化につながっていくわけございまして、職員の定数管理ということは、そこで必要にもなってくるわけでございます。新たな施策によります職員増の必要がある場合には、やはり国による財政措置というものもしていただきたいと思うところでございます。適切に地方財政対策に盛り込んでいただき、財源措置をいただく必要がありますので、その状況も見ながら、来年度以降の職員採用計画、また組織機構の改編も考えていきたいと考えております。さらなる子育て支援の充実と体制の強化は、今後の進むべき方向性であると思っておりますが、その国の状況も見ながら取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ファミリーサポートセンターの現状でございますが、ファミリーサポートセンター事業につきましては、子育て世帯への支援という意味では、会員同士のボランティア活動の中で成り立っております。非常に意義のある活動であると考えております。その活動につきましては、市役所、関係各課、公民館や保育施設、小中学校、学童クラブ、その他各公共施設や関係機関、各子育て支援センター、市内量販店と幅広い場所への会員募集ポスターの掲示、子育て支援センター等での事業説明会、民生児童委員理事会での事業説明、市ホームページでの周知等幅広くPR活動を行っているところでありまして、その活動の効果もあり、利用会員につきましては年々増加している状況であると聞いております。今後も、多くの皆さんに関心を持っていただけるような南国市の子育て支援のPRをどんどん行ってまいりたいと考えております。

続きまして、家庭保育支援とUターン移住ということで、保育の無償化についてでございますが、保育の無償化をはじめ子育て支援の充実は、安心して子供を産み育てていく上で、斉藤議員もおっしゃられました二重、三重の安心感がある施策をすることを行いますと、移住先に南国市を選んでいただけるということにもつながる有効な方法であるとは考えております。しかしながら、保育料に係る経費といいますと、保育料の歳入ということでございまして、約1億3,000万円の歳入があるわけございまして、保育の無償化を実施することになりますと、

経常経費としましてこの財源がなくなるということになります。それにつきまして、財政措置、財源について、検討なくしてなかなか無償化ということは進めることが難しいところがございます。今後慎重に検討していく必要があると思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（弘田明平） 今回の農地法の下限面積要件の撤廃と同時に、改正されました農業経営基盤強化促進法によりまして、南国市の場合は農林水産課となりますが、市町村は農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地について、地域ごとに目標設定をする地域計画を令和7年3月までに策定することとされております。地域計画を策定いたしますと、新規就農者が行おうとする営農作目などが、地域計画に記載された地域内の、その地域内で農業を担う者が行う農業を阻害するおそれがある場合や、地域の実情に合わない営農形態を実施しようとする場合などにつきましては、国のほうでは、さきにお答えいたしました地域との調和要件ということにより、許可をしないことも可能という見解を出しております。

いずれにしても、3条申請、それから事前の相談時には、農地を取得しようとする方が、その農地で何を作り、どのように営農していくかについて、事務局で営農計画書の内容をしっかりと確認していくとともに、十分話をお聞きし、農業委員が適正な判断により、許可、不許可の判断をできるように、今以上に執り行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 馬ふん堆肥についての御質問にお答えいたします。

昨年度より、高収益作物の新たな有望品目としてタマネギの試験栽培に取り組んでおりますが、今年の試験栽培に当たりまして、高知競馬場の馬ふん堆肥を元肥として試験的に使ってはどうかと高知県より提案があり、馬ふん堆肥を一部の試験圃場で使用する計画であります。馬ふん堆肥がタマネギの生育に適しているとの試験結果が得られれば、具体的な利用方法等について、今後関係機関と協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 19番土居篤男でございます。今日の質問者の最後だと思っております。あとしばらくお付き合いを願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私が今議会に通告してありますのは、大きく分けて2点であります。1つは、細かいことですが、都計法のある地域の調整区域の見直し、そして2つ目は、大きくくくってありますが、

市長の政治姿勢として、市長は2期目に入ってますかね。2期目なんですけど、これから先まだ何期もやられると思うんですが、市民にとってどのような南国市を築いていくのか、どんな南国市を描いていくのか、市長の構想をお聞きをしたいと思います。

その前にまず、私も今議会を最後に今任期で引退をすることが決まっております、次の立候補はない。次は、後継者に出させていただくという状況になっております。この間、私も43歳のときにたしかこの議会に、出たくて出たわけではありませんが、誰かの後継者をどうしようかというときに、人の顔を見て、おんししかおらんがみたいな顔をしてまして、じゃあ私が出ようかと。引退する人の後継者として出てきました。練習試合も何もなく、突然議会に押し上げられて、ほなやってみようということですから、私にすれば思いも寄らない仕事でしたので、大変な苦勞を担ってきたわけでございます。

最初に議会に送っていただいたのは1987年、昭和62年です。12月議会の議事録をみますと、そのようになっております。以来三十数年、同期で同じ当選年の方もこの議場におられまして、私の左手におります福田議員と今西議員も同期なんですけど、私は2期目で落選をしたので、本来なら私が最高齢ですので、左の上の端におらないきませんが、残念ながら1段下の段に席をもらって戻っております。若いときに想像もしなかったような市会議員という仕事、満80歳に、家内に言わすと、まだ80になっちゃらんぞねというて言うてくれますが、今年の誕生日が来れば満80歳ということで、若いときには想像もしなかった仕事をよう務めたもんだと。この間、市の職員の皆さんをはじめ、市民の皆さんには大変温かい御支援、御指導をいただきましてありがとうございます。この場からお礼を言わせていただきたいと思います。

そんなことより、市長に一般質問をせえやというように腹の中で思っていると思いますので、一般質問に入りたいと思います。

今度の一般質問では、具体的には1点だけ、都市計画法調整区域の見直し、これは部分的なことなわけですけど、それと市長の政治姿勢ということで、自分の任期最後の議会で、市長は2期目ですかね、今。2期目で、今後まだ3期も4期も務めないかん状況にあると思いますので、今後どのような南国市を描いていくのか、市政の課題と方針をどうするのか。例えば、南国市の農業をどうするのか、産業をどうするのか、住みよい南国市をつくるのに具体的にどういう施策をしていくのか、そういうふうな意味合いから一般質問を行うものでございます。具体的に何がどうこうということは、私はそういう質問はいたしません。大きく分けて、市長の政治姿勢と都市計画法の調整区域の見直し、この2点であります。よろしく願いをいたします。

都市計画法の見直しという点では、原稿も書くによばんほど単純な行政の一角だったと思い

ますが、浜改田、十市地域で、浜の前浜も含めて、浜の部分の住宅地の春赤線との間に少し農地らしきものがあります。その間には、ほとんど企業立地もされておられません。土地を持つての方が喫茶をやっているとか、そういうことで全く、開発して新しい食堂が来たとか、そういうことがありません。そういう点で、浜改田でコンビニを始めた方が、その斜め筋向かいに同じコンビニの店ができて、農免道路が春赤線に突き当たったところの角にコンビニができて、心配しておりましたが、その春赤線の南側に浜改田の人がコンビニを出しておりましたが、案じたとおり、農免道路の突き当たりの交差点の隣に作ったコンビニに客が集中して、こっちの浜改田部分の土地に開いたコンビニは閉鎖をしてしまいました。その土地を、どういう業者か私も確認してきたらよかったです、これは都計課のほうでは分かると思いますが、その閉鎖したコンビニの跡を買って、何か開業したいというふうに南国市の都計課のほうへ来ましたが、残念ながらそこはあなたが開発できるところではないということで、その企業がそこに立地をすることがありませんでした。

私は、そういう都計法では駄目じゃないかと思います。例えば、浜改田のその地の人がコンビニらしきものを出しておった、その跡に何がやりたいからというて南国市へ来たわけがありません。聞いておられませんので、例えばほかの、例えば食堂とかそういう格好である企業が来ても、それはそこではできませんというふうな断り方、拒否をされるわけですね。何である春赤線の南側の、浜の海岸線の住宅地の北側に、春赤線との間の北側になりますが、それにずっと何の商売、製造業も出せない。こんな都計法では私は駄目だと思います。やっぱり、それなりに、調整区域ですから春赤線の北側は平野部分で、農業地帯が99%以上です。その南側は農地ではありますが、家も密集してないということで、ほかの企業が来るなり、食堂が開業するなりしても何の支障もない区域なんです。

そういう区域に、地元の人が開業したコンビニらしきものが閉鎖をしたときに、それを買いたいと言うたときに、その許可にならんわけですね。都計法上、調整区域であるからということで、あなたの考えてるそういう事業はここではできませんということで断られたと思います、私も確認をしてきたわけではありませんが。ですから、そういうことではやっぱり都計法というものに私は大きく不信感を持ってるわけです。

都計法の適用しない、たしか香南市のほうはその町、市が決定できるわけですので、俺のところは都計法なんかやらないよと。自由気ままに住宅、商店街、あるいは製造業等を作ってよらしいという町が隣の町にあるようですが、都計法で縛る町と縛らない町があるわけです。南国市でそこまで、例えば春赤線の南、住宅集中地域との間の農地、これに店が、自分の土地だ

からコンビニらしきものを出したんでしょう。それがうまく振るわないということで第三者に売るといふときに、これが売れないと。第三者が買いたいという人の事業ができないということ。そういうことでは、せつかく春野赤岡線という大きな幹線道路ができたわけですので、それに沿って何にも企業も来ない、飯屋、食堂もできない、こんなことで一体南国市の市民人口が増えるのか、産業が活性化するのか私は疑問に思ふわけです。そういう点から考えまして、都計法調整区域の見直しをしたらどうかという質問でございます。

2点目が、市長のこういう点ではどういう考えでということ、一々ただす気持ちも起こりませんでした。私ももう引退する段になって、細かいことを言うて、あれせえこれせえと言うてもいかんと思ふので、市長は今2期目ですかね。まだ次で終わりやということは絶対ありませんので、3期目、4期目、私の目が黒くなくなっても続けられると思ふので、そういう将来にわたって市政に関わっていかなければならない立場ですので、具体的に農業をどうするかってそんなことではなくて、市長自らが考えて、今後の課題がこれであって、南国市民のためにどういう南国市をつくるのか、市長の頭で考えられることをお答えいただきたいと思ふいます。以上で第1問を終わります。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員の御質問にお答えいたします。

まず、都市計画法の関係でございますが、まず都市計画法につきまして話をさせていただきますと、おっしゃるコンビニエンスストアですが、市街化調整区域におけます店舗等の立地基準といたしましては、これは都市計画法第34条第1号に該当する店舗、いわゆる一号店舗の立地基準というのがあります。この一号店舗の立地基準は、飲食店やコンビニエンスストアなど、主として当該開発区域の周辺地域において居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、または修理、その他の業務を営む店舗や事務所につきましては、当該開発区域、もしくはその周辺の市街化調整区域に居住している者、またはかつて居住していた者や、従来から同種の業を営んでいる者は、既存の集落内、または既存の集落に連担している場所に建築を許可できるとされております。

先ほどおっしゃいましたコンビニエンスストアにつきましては、一般の日常生活のために必要な物品を買えるお店ということで、許可されて建築されたということになります。先ほど、ほかにも該当する道沿いには、十市のほうへ行けばいろいろ店舗は建っておるところでございます、そういった店舗が建つことは許可されるわけでございます。ただ、その許可された建

物を他の方が活用するに当たって、活用する目的というものが、想像されたように少し違っていたということであります。一般の方に販売するような、日用品を販売するようなお店ということではなしに、ある施設へ配食するというお弁当を作るという業務ということで、不特定多数の方に提供する一般的なコンビニエンスストア、飲食店という形では内容がなかったというように聞いておりました、今の許可要件には合致しなかったというように聞いておるところでございます。

先ほど土居議員がおっしゃってございました規制の緩和というのは、その店舗のことを今おっしゃっていったところでございますが、それにつきましては今お答えしたとおりでございます。規制緩和全体につきましては、住宅地に住めるようにという規制緩和というのは、今まで平成30年4月に規制緩和を一旦行わせていただきまして、宅地雑種を活用する住宅の建設というのは一定広がったわけございまして、その後の規制の緩和というのは、またこれから検討もしていくところでございます。土居議員のおっしゃってございました範囲ということも、今後検討の中に入れて検討していくということも考えられますので、そういった今後の検討の中に加えて考えていきたいということになります。

続きまして、これから南国市を市長はどういうふうと考えて進めていくかということでございますが、もちろん市政を預かる者として、南国市にお住まいの方が、子供から高齢になった方まで生きがいを持って幸せに、楽しみも感じながら過ごしていただける、そんな市にしていきたいと思っております。そのためには、各地域地域が活力のある、そういった人と人の交流ある、触れ合いがある、そういう地域づくりを各地域で行ってきたいということでございまして、地域で支え合いの仕組みづくりができ、誰もが取り残されないような、そういうまちづくりをしていく必要があると思っておるところでございます。

各地域が活力を持って集落を維持、そして生活をしていくためには、各地域での人口が減っていく、人が減っていくということが非常に課題であると思っておるところでございます。そのために、今まで土居議員からも御質問があった中で、各施策を答えさせていただいてきたところございまして、各施策によります人口減少を少しでも食い止めていくということ、また子供から大人まで生きがいを感じられるような、そういう地域にしていくこと、そういったことが市政には必要であるということでございます。

これからも、各総合戦略にのっとった施策を推進していくことによりまして人口減少を食い止めていく、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。どうぞ、これからも御協力をよろしくお願い申し上げます、答弁にさせていただきます。

○議長（浜田和子） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 具体的にお聞きをしたいのは、1つは都市計画法調整区域の見直しということで、浜改田でコンビニを出して、それも筋向かいへ新たなコンビニができて、その出したコンビニに客が来んようになって、結局廃業したというケースがありますが、それを、その廃業したコンビニを第三者がどういう開発、何を目的にしとるのか、食堂なのかどうか私も具体的によろ聞いてきませんでしたけれども、なぜ初めにコンビニらしい店を出した、その店を売りに出したときに、買いに来てなぜ許可にならんのかと。具体的に買いに来た企業も、南国市の都計課のほうには分かっていると思います。そこはなぜなのか。どうして売られなかった。買手が来ちゅうのに売られなかった。おまえさんの事業は駄目ですと言われたんでしょう。それは、具体的に担当課も知ってると思いますね。そこらあたりも、ぜひもう一遍お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 浜改田のコンビニエンスストアの件でございますけれども、先ほど市長のほうからも答弁させていただきましたけれども、まず店舗の立地基準としまして、都市計画法第34条の1号に該当する店舗、我々は一号店舗一号店舗というふうに言ってますけれども、一号店舗に当たるかどうかって検討をさせていただきました。今言いました一号店舗というのは、市街化調整区域にお住まいの方、あるいはその周辺にお住まいの方が生活するのに必要なお店、こういうお店なら立地は可能です。そのやられる方というのは、店の地域にお住まいの方であるとか、あるいはそこに住んでなくても、同じ業種をこれまで営んできた人は、例えばほかでコンビニをやりよって、南国でもコンビニをやりたいと、そういう人でもこれはオーケーです。

今回御相談いただいたのは、介護施設のほうへお弁当を作って配達するということでの御相談でした。そういったある特定の施設へ配食するというのは、これは施設給食業となりまして、普通の一般向けのお弁当屋さんには当たりませんので、一号店舗の要件からは外れるので、今回はそれには該当しませんというお返事をさせていただきました。それで、どういう場合やったら許可は可能ですかというのは、資料をお渡しして説明はしてございますけれども、その後は相談に見えられてないというのが現状でございます。

○議長（浜田和子） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 結局、業種によって許可できなかったというふうに受け止めました。コンビニらしきものを買いたいと言ってきた人は、弁当を作って配る人だと。特定の施設へ配

る弁当を作るんだと。浜改田地域の人が弁当を買いに来る、その弁当を作るがじゃないと。それだから駄目だと。私は、それでも分からんでもないですが、ある一定春野赤岡線の南側の地域に、一定の弁当を地元で売ろうと売るまいと、特定の施設へ配ろうと、そういう仕事場ができるということは悪いことではないと思います。どうしてこんな制限をするろうか私には理解できませんが、弁当を作って特定の老人ホームへ持っていくとかということで、そこで浜改田の人が買いに来た。売っちゃうもんならええが、特定の施設へ配るだけやと。ほんな、そんな店はいかんと。だったら、そこの弁当を売ったらええだけの話やと思います、そうは単純にいかんと思いますので、なぜわざわざそういう歯止めをかけないかんのか不思議でありませんが、仮にそこで売ったらいかんというても、そこで弁当を100も200も300も作ったら雇用も生まれるし、浜改田地域に。いいと思いますがなぜこういう、私からすれば不必要な制限をかける都計法なんでしょうかね。何かここに、それは土居さん、違うぜよというて、何か積極的に我々の理解できるような言い分はございますでしょうかね。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 今回の場合も、これは都市計画法の34条1号でそういうふうに規定されてますので、なかなか特定の施設へのみ弁当を作って供給するとなると、給食センターみたいな形になりますので、それは都市計画法では駄目ですというふうになってますので、今回お断りをさせていただきました。浜改田の住民の方とか、いろんな人にお弁当も配るし、そういった施設へも配りますということになれば、これは立地の可能性は僕はあったと思いますけれども、今回はある施設のほうのみへお弁当を作って配給するということでしたので、課のほうで検討させていただいたけど、一号店舗には該当しないということでそういう回答をさせていただきました。

そして、そういった地区の住民の方が、日常生活に必要な、例えば食堂であるとか、レストラン、食堂、それからミニスーパーであるとか雑貨屋さんであるとか、そういったものも立地は要件がありますので、そのほかにも7メートル以上の道ですとドライブイン、運転手さんが立ち寄るドライブインであるとか、それからそのほかにも、権限移譲を受けたときに、一号店舗に該当しない店でも、既存集落内、または既存集落から連担してるところについては、小売業等飲食店が建てられるように規制緩和しておりますので、そういった話もさせていただいておりますので、全然建てられないわけではないので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（浜田和子） 3回の質問は終わりましたよ。

（「ああ、終わったん。もう意見も言えん。3問やったん。質問はオーバーして  
るようですので、また次の機会に。けど、もう任期は終わりか」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 土居議員、お疲れさまでございました。（拍手）

—————\*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと  
思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明8日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いた  
します。

御苦労さまでした。

午後1時43分 延会